

(平成23年6月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

石川国民年金 事案403

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月

平成7年3月頃に退職した後、市役所で国民年金被保険者資格の再取得手続をし、保険料は市役所の窓口で納付したはずであり、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、20歳到達時に国民年金に加入し、申立期間を除く国民年金被保険者期間において国民年金保険料の未納は無いことから、申立人の年金制度に対する関心が高かったことがうかがえる。

また、申立人には申立期間に係る国民年金保険料の納付金額等の詳細な記憶があるとは言い難いが、申立人が申立期間以前に厚生年金保険から国民年金への切替えを度々行った上、保険料を納付している状況や、オンライン記録では申立期間に係る保険料は未納と記録されていたため、通常、申立期間に係る過年度納付書が発行されることを考慮すると、申立人が申立期間に係る保険料のみ納付しなかったことは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 20 日から 41 年 4 月 15 日まで
脱退手当金が支給された記録になっているが、A事業所で働いた期間について脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年4か月後の昭和42年7月28日に支給されたことになっており、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、当該未請求期間は申立人が初めて厚生年金保険に加入した期間である上、加入期間も6年7か月間と長く、申立期間と同一の事業所であることも踏まえると、申立人が、当該期間を失念し申立期間のみで脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 10 日から 43 年 2 月 1 日まで
年金事務所から A 事業所を退職後、脱退手当金を受給していると言われたが、脱退手当金をもらった記憶がないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の資格取得日前後の 111 人を調査したところ、オンライン記録において厚生年金保険の被保険者記録が確認できた女性は 94 人であり、そのうち同社での資格喪失日時点で脱退手当金の受給権がある人は 34 人であるものの、脱退手当金受給者は 4 人であることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が 4 回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を含め 3 回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は昭和 43 年 3 月 29 日に支給されたことになっているが、申立人は厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年 2 月 1 日直後の同年 2 月 17 日頃に国民年金の加入手続きを行い、以後 60 歳まで国民年金保険料を完納していることを踏まえると、当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月 1 日から 41 年 9 月 10 日まで
② 昭和 41 年 9 月 10 日から 43 年 1 月 15 日まで
③ 昭和 43 年 2 月 15 日から同年 3 月 15 日まで
年金事務所から A 社を退職後、脱退手当金を受給していると言われたが、脱退手当金をもらった記憶がないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 年 6 か月後の昭和 45 年 9 月 18 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が 6 回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を含め 3 回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立期間の脱退手当金として支給されたとする額は法定支給額と大幅に相違しており、適正な事務処理が行われたとは言い難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成6年10月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年12月25日から53年1月1日まで
② 平成6年10月29日から7年1月1日まで

申立期間①については、昭和52年12月分の厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、資格喪失日が52年12月25日となっている。

申立期間②については、B社が倒産して後を引継いだA社に継続して勤務し厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の記録が欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社は、平成6年10月29日付けで、B社から経営を譲り受け、営業を継続する旨を関係先に通知していること、A社が発行した申立人の平成6年源泉徴収票の就職日欄に平成6年10月29日と記載されていること、及び申立人と同日にB社で資格喪失し、7年1月1日にA社で資格取得している被保険者が41人確認できることから判断すると、B社は6年10月29日まで、A社は同日から、営業を継続して行っていたことが認められる。

また、申立人が保有している給与支払明細書及び源泉徴収票から判断すると、申立人は、申立期間も継続して勤務し、事業主より給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料の控除額から、28万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、平成7年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、申立期間については適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿によると同社は昭和55年12月3日に設立されている法人組織であり、申立人及び複数の同僚が申立期間に同社で勤務していたと供述していることから判断すると、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間は、A社が厚生年金保険の適用事業所となっていない期間であることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成6年10月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、申立人の保有している給与支払明細書により、昭和52年12月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、C社から提出された社員名簿、申立人から提出された昭和52年分の源泉徴収票、雇用保険の記録から、申立人の同社における退職日が昭和52年12月25日であることが確認できる。

また、複数の元従業員に申立人が主張する申立期間の勤務実態について照会したが、具体的な供述を得ることができなかつた上、C社も、当時の事は不明である旨の供述をしていることから、申立人が申立期間に勤務していたことを確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成14年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年5月1日から同年6月1日まで

私は、平成10年8月10日にA社（B社に商号変更、現在は破産）に就職し、14年5月31日付けで退職した。しかし、資格喪失日が同年5月1日となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社破産管財人室から提出されたA社が使用していた人事システムの記録、雇用保険の加入記録、及び申立人が提出した平成14年6月度給与明細書から、申立人が、平成14年5月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、平成14年6月度給与明細書により確認できる総支給額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、同社は既に破産し関連資料等は廃棄されており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和46年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年1月31日から同年2月1日まで

私は、A事業所からB事業所へ転勤した時の昭和46年1月31日から同年2月1日までの1日間は厚生年金保険の未加入となっている。その期間も勤務は継続していたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C法人から提出された退職所得の受給に関する申告書から判断すると、申立人は、同法人に継続して勤務し（昭和46年2月1日にA事業所から関連する事業所であるB事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年1月31日と記録するとは考え難い上、雇用保険の離職日も昭和46年1月30日となっており、健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格喪失日（離職日の翌日）の記録と一致することから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格喪失の届

出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から58年1月までの期間及び60年8月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から58年1月まで
② 昭和60年8月から61年3月まで

市役所の年金課の担当者から、「免除申請期間は全額納付され納め忘れはありませんよ。」と言われたのに、申立期間が保険料納付期間ではなく、申請免除期間のままであることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和56年から自分自身の国民年金保険料については2年間、その夫の保険料については1年間の申請免除を受け、その後、昭和の終わり頃に当該年度保険料と併せて夫の免除期間を追納した後、引き続き自身の免除期間について追納したとして、年金記録にある保険料申請免除期間及び保険料追納時期を不自然な記録であると主張している。

しかし、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿では、昭和56年4月から61年3月までの5年間が申請免除期間と記録されており、申立人の免除を申請した期間の記憶が曖昧である。

また、申請免除期間の追納については、昭和62年度に作成されたことがうかがえる市の当該名簿の納付記録欄には、夫婦とも「シンメン」と記載されたままであり、申立人が主張する時期に国民年金保険料を追納したことをうかがわせる記述は無い。

さらに、申立期間①については、オンライン記録では、追納申出を平成5年2月22日にされたこととなっており、その時点において追納申込みの承認期限である10年を経過していることから追納はできない。

加えて、申立期間②については、オンライン記録において、追納申出の記録は無く、保険料の納付書が作成されていないことから追納されたとは考え難い。

そのほかに申立期間に係る国民年金保険料が追納されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から同年4月までの期間、53年5月から同年10月までの期間、56年1月から同年9月までの期間、57年8月から同年9月までの期間及び62年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年3月及び同年4月
② 昭和53年5月から同年10月まで
③ 昭和56年1月から同年9月まで
④ 昭和57年8月及び同年9月
⑤ 昭和62年11月

町役場の窓口で国民健康保険料と併せて国民年金保険料を納付し領収書を受け取った記憶があるのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和49年3月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号となる任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、63年12月頃であると推認され、その時点において、申立期間①から④までについては、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、当該保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一町内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は国民健康保険料と併せて国民年金保険料を納付したとしているところ、A町は昭和58年9月以降の国民健康保険記録であれば確認できるが、申立期間⑤に係る国民健康保険の加入履歴は見当たらないと回

答している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から48年3月まで

私は、国民年金には、申立期間当時勤めていた店主の勧めで昭和46年頃に参加した覚えがあり、国民年金保険料は、加入後に毎月、店に来た集金人に現金で自分自身が渡していたのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳到達時に住み込みで働いていた店の雇用主が、国民年金への加入手続をしてくれたとしているが、申立人の基礎年金番号である国民年金手帳記号番号の払出記録は昭和48年11月13日とされている上、申立人には、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、店に来た集金人に納付した申立期間当時の国民年金保険料を、数千円と記憶しており、記憶が曖昧である。

さらに、申立期間の国民年金保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点においては、申立期間の一部は時効で納付できない期間である上、それ以外の期間も過年度保険料となるため、店に来たとする集金人が取り扱うことは考え難い。

加えて、申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 10 月から 51 年 6 月まで
② 昭和 55 年 1 月から同年 8 月まで

A社に勤務し、仕事内容に変化は無かったにもかかわらず、申立期間①の標準報酬月額が前後の期間に比べ、一旦下がり、再び上がっている記録となっていることは不自然である。

また、申立期間②については、国の記録では標準報酬月額が 22 万円となっているが、退職する直前の時期の給与額はもっと高かったはずなので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、オンライン記録のA社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、昭和 50 年 4 月の随時改定時が 13 万 4,000 円であるにもかかわらず、その 6 か月後の同年 10 月の定時決定では 12 万 6,000 円に減額され、さらに 9 か月後の 51 年 7 月の随時改定では 15 万円に増額されており、給与が毎年昇給していたこの時期における標準報酬月額の減額は考えられないとしている。

また、申立期間②について、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額が 22 万円となっているが、退職する直前の時期には、約 28 万円の給与をもらっていたとしている。

しかし、A社は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の標準報酬月額及び保険料控除額について確認することはできないとしている上、申立人も申立内容を証明できる当時の給与明細書等は保有していない。

また、A社に係る厚生年金被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しているほか、当時の同僚は、支給されていた給与額について、はっきり覚えていないが、自分についてのオンライン記録に間違いがあるとは思っていない旨の供述をしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 8 月及び同年 9 月
② 昭和 42 年 10 月から 43 年 9 月まで
③ 昭和 43 年 10 月から同年 12 月まで

申立期間について、A社（現在は、B社）では昇給していたにもかかわらず標準報酬月額の変更が無かったり、下がったりしている。申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、毎年昇給していたにもかかわらず、標準報酬月額の記録が昭和 42 年 8 月に上がっておらず、また同年 10 月に 2 万 6,000 円から 2 万 2,000 円に減額されることは無いと申し立てている。

しかし、申立人と同じ昭和 39 年 3 月 1 日に A 社で厚生年金保険の資格を取得した女性 17 人についての標準報酬月額を確認したところ、42 年 8 月に標準報酬月額が変更されている人は一人もおらず、全員が 42 年 10 月に標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

また、申立人及び事情が聴取できた申立期間当時の同僚 10 人は、いずれも給与明細書を所持しておらず、報酬月額及び保険料控除額の実態を確認することができない。

さらに、B社も、当時の資料は無いと回答していることから、厚生年金保険の保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 3 月から 19 年 9 月 30 日まで

申立期間については、労働者年金保険法の適用を受ける工場労働者として、A社（現在は、B社）に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注） 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が卒業したC高等学校（当時は、C中学校）の回答及び申立人の妻が保有する写真アルバムから、申立人は昭和 18 年 3 月にA社に入社したことがうかがえる。

しかし、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及びA社D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によれば、申立人は昭和 19 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得している上、「改」の表示が記載されていることが確認できるところ、当該表示は、労働者年金保険法が、昭和 19 年 10 月に厚生年金保険制度に制度改正（適用受付開始は同年 6 月 1 日）され、職員や女子労働者に適用対象者の範囲が拡大されることにより、新たに被保険者となったことを示すものである。

また、申立人が入っていたE寮の複数の入寮者は、いずれも、A社において旧制中学校卒業者の身分は入社時点で技術職員及び事務職員として比較的地位の高い3等職員であり、E寮には3等職員以上の者しか入寮できず、工員については別の寮に入っていた旨の供述をしていることから、申立人は申立期間において労働者年金保険法の適用を受ける工場労働者でなかったことがうかがえる。

さらに、昭和 19 年 6 月前に E 寮に入寮した複数の同僚は、いずれも被保険者名簿に「改」表示がされており、被保険者資格取得日は昭和 19 年 6 月 1 日とされている上、B 社が保有する申立人に係る年金資格取得・喪失記録台帳によると、申立人が同社で昭和 19 年 6 月 1 日に資格取得したことが確認でき、被保険者名簿の記録と一致している。

加えて、厚生年金保険法は昭和 19 年 6 月に施行されたことに伴い、事業主は申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得届を行ったと認められるところ、同年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間は同法の適用準備期間として、厚生年金保険の被保険者期間に算入しない期間であり、厚生年金保険料の徴収は同年 10 月から開始することが定められていることから、オンライン記録では、申立人及び前述の E 寮に入寮した複数の同僚の A 社 D 事業所における被保険者資格の取得日は、同年 10 月 1 日と記録されている。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月2日から20年8月1日まで
私は、年金請求時に、終戦のおり退職したA事業所の厚生年金保険期間について脱退手当金を受けている期間になっていることを知った。しかし、脱退手当金をもらった記憶はないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に支給したとされる脱退手当金は、厚生年金保険法(昭和16年法律第60号(旧法))第49条ノ3に基づく脱退手当金(いわゆる短期脱退手当金。以下単に「脱退手当金」という。)であるが、申立人の旧台帳の保険給付欄に資格期間・支給金額・支給年月日・支給の根拠となる根拠条文が具体的に記載されていることが確認できる。

また、申立人から聴取しても受給した事実が無いというのみである上、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給してないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月 19 日から 39 年 1 月 1 日まで
② 昭和 39 年 3 月 2 日から同年 10 月 21 日まで
③ 昭和 40 年 4 月 12 日から 42 年 1 月 21 日まで

いずれの申立期間についても既に脱退手当金が支給された記録になっているが、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されており、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間前に勤務していた事業所の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立期間前の事業所で申立人に付された厚生年金保険被保険者台帳記号番号と脱退手当金の対象となった事業所における申立人の同台帳記号番号が異なっていることを踏まえると、脱退手当金の請求に当たって申立期間前の事業所を請求対象としなかった可能性が考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。